



# 宮 崎 県 公 報

令和2年3月9日(月曜日) 第87号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○市町村職員等建設技術専門研修規則を廃止する規則…………… (技術企画課) 1

### 告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 ( " ) 1
- 保安林の指定予定の通知(3件)…………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知(2件)…………… ( " ) 2
- 公有水面埋立ての出願の要領…………… (漁村振興課) 3
- 道路の区域の変更(4件)…………… (道路保全課) 3

頁

○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法… (道路保全課) 4

### 訓 令

○宮崎県防災行政無線通信取扱規程の一部を改正する訓令…………… (消防保安課) 5

### 公 告

- 肥料の登録(2件)…………… (農業経営支援課) 6
- 肥料の登録の有効期間の更新(7件)…………… ( " ) 7
- 肥料の登録の失効…………… ( " ) 9
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 13

### 公安委員会規則

○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 13

## 規 則

市町村職員等建設技術専門研修規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第14号

#### 市町村職員等建設技術専門研修規則を廃止する規則

市町村職員等建設技術専門研修規則(昭和45年宮崎県規則第34号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
サン薬局久保原店	都城市	薬局	令和2年3月1日
サン調剤薬局蔵原店	都城市	薬局	令和2年3月1日
ひまわり薬局高鍋上江店	高鍋町	薬局	令和2年3月1日

### 宮崎県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
サン薬局久保原店	都城市	薬局	令和2年3月1日
サン調剤薬局蔵原店	都城市	薬局	令和2年3月1日
サン薬局芳土店	宮崎市	薬局	令和2年3月1日
サン薬局原町店	宮崎市	薬局	令和2年3月1日
サン薬局田野店	宮崎市	薬局	令和2年3月1日

ひまわり薬局高鍋上江店	高鍋町	薬局	令和 2 年 3 月 1 日
かぐら調剤薬局下北方店	宮崎市	薬局	令和 2 年 3 月 1 日
かぐら調剤薬局	宮崎市	薬局	令和 2 年 3 月 1 日

**宮崎県告示第 172号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字宮村字尾崎1450-48（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 173号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字平田字北の久保5637（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 174号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岩屋之迫5224-12
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 175号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡川南町大字平田字北の久保5637、5643-1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 176号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岩屋之迫5217-4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 177号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、令和2年3月9日から3週間、宮崎県農政水産部漁村振興課及び北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 出願の日

令和2年2月14日

2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末字下納屋8807番53、56の地先公有水面

(2) 区域

別表1の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ昭和59年10月17日付け宮崎県シレイ第268-254号及び平成2年11月6日付け宮崎県シレイ第268-532号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.33mより決定）により囲まれた区域

(3) 面積

860.25㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末字下納屋8807番41、49、50、53、56、8807番41に接する無番地及び9098番22、61の地内並びに地先公有水面

(2) 区域

別表2の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積

16,182.85㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

別表1

地点	地点の位置
①の地点	3級基準点基-4（北緯32度28分20秒、東経131度39分33秒（以下「基点」という。）から

		253度58分54秒	176.37mの地点
②の地点	①の地点から	180度16分13秒	84.20mの地点
③の地点	②の地点から	270度16分13秒	1.00mの地点
④の地点	③の地点から	180度16分13秒	2.00mの地点
⑤の地点	④の地点から	90度16分13秒	1.00mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	180度16分13秒	15.80mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	270度16分13秒	1.00mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	180度16分13秒	2.00mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	90度16分13秒	1.00mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	180度16分13秒	12.60mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	270度16分13秒	1.00mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	180度16分13秒	2.00mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	90度16分13秒	1.00mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	180度16分13秒	21.20mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	270度16分13秒	1.00mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	180度16分13秒	2.00mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	90度16分13秒	1.00mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	180度16分13秒	11.19mの地点

別表2

地点	地点の位置
イの地点	基点から 261度00分07秒 120.86mの地点
ロの地点	イの地点から 180度16分13秒 209.44mの地点
ハの地点	ロの地点から 277度21分02秒 79.73mの地点
ニの地点	ハの地点から 0度16分13秒 199.61mの地点

宮崎県告示第 178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年3月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	218号	西臼杵郡日之影町大字七折字下顔2996番6地先から同郡同町同大字同字2996番6地先まで	旧	14.8～14.8	20.0
				新	14.8～20.3	20.0

宮崎県告示第 179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年3月9日から同年同月23日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
2	県道	都城単 人線	都城市平塚 町3028番25 地先から同 市同町3028 番6地先ま で	旧	29.9～ 65.2	483.2
				新	20.7～ 37.1	483.2

**宮崎県告示第 180号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 3 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	日南市北郷 町大字北河 内海一郷国 有林1038林 班り1小班 から同市同 町同大字海 一郷国有林 1038林班り 小班まで	旧	19.5～ 31.1	38.6
				新	19.9～ 37.6	38.6

**宮崎県告示第 181号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 3 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
33	県道	都城北 郷線	北諸県郡三 股町大字長 田字牧3582 番2地先か ら同郡同町	旧	8.7～ 25.8	472.0
				新	11.0～ 27.5	472.0

			同大字字老 堂6724番1 地先まで			
--	--	--	--------------------------	--	--	--

**宮崎県告示第 182号**

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道宮崎空港線	宮崎市大字赤江字飛江田 226番3地先から同市大字本郷南方字田元 223番5地先まで
県道浦城東海線	延岡市東海町 199番5地先から同市川島町 834番30地先まで
県道延岡港線	延岡市大武町1415番4地先から同市粟野名町 298番1地先まで
県道土々呂日向線	東臼杵郡門川町大字加草字岡花 130番1地先から同郡同町宮ヶ原 1丁目55番地先まで
県道佐土原停車場線	宮崎市佐土原町松小路 7番4地先から同市同町松小路 7番7地先まで

2 指定する期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

## 訓 令

宮崎県防災行政無線通信取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 訓令第 2 号

本 庁  
各出先機関

## 宮崎県防災行政無線通信取扱規程の一部を改正する訓令

宮崎県防災行政無線通信取扱規程（昭和49年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(無線局の設置)</p> <p>第2条 無線通信の送受信及び中継の業務を行うため、宮崎県防災行政無線局として統制局、地方局、ダム管理局、テレメーター局、衛星局及び中継局を置き、各無線局の名称及び設置場所は、別表第1に掲げるとおりとする。</p>	<p>(無線局の設置等)</p> <p>第2条 無線通信の送受信及び中継の業務を行うため、宮崎県防災行政無線局（以下「無線局」という。）を設置する。</p> <p>2 無線局の種別は次の各号のとおりとし、その意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 統制局 本庁内に設置し、通信の統制を行う無線局をいう。</p> <p>(2) 中継局 無線通信の中継業務を行う無線局をいう。</p> <p>(3) 支部局 西臼杵支庁、総合庁舎及び高岡土木事務所内に設置する無線局をいう。</p> <p>(4) 端末局 西臼杵支庁、総合庁舎及び高岡土木事務所を除く県の出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関に設置する無線局をいう。</p> <p>(5) 移動局 携帯又は車両搭載により移動して使用する無線局をいう。</p> <p>(6) 水防局 雨量、水位情報等の水防又は砂防に関する情報の通信を行う無線局をいう。</p>
<p>(統制管理者等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 統制管理者は消防保安課長をもって充て、管理者は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(統制局の任務)</p> <p>第6条 統制局は、地方局、ダム管理局、テレメーター局、衛星局及び中継局を統制し、その運用について必要な調整を行うものとする。</p> <p>2 統制局は、地方局、ダム管理局、テレメーター局、衛星局又は中継局において、次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、直ちに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 無線機器の調整が不良で、通信が不明りょうなとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(災害等による通信の制限)</p> <p>第7条 統制管理者は、災害の発生その他特別の理由があると認めるときは通信を制限することができる。</p> <p>(運用の原則)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 通信は、正確、明りょう、かつ、簡潔でなければならない。</p> <p>(事故の場合の措置)</p> <p>第14条 無線局が事故により通信できないとき、又はできないこと</p>	<p>(統制管理者等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 統制管理者は消防保安課長をもって充て、管理者は別表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(統制局の任務)</p> <p>第6条 統制局は、中継局、支部局、端末局、移動局及び水防局を統制し、その運用について必要な調整を行うものとする。</p> <p>2 統制局は、中継局、支部局、端末局、移動局又は水防局において、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 無線機器の調整が不良で、通信が不明瞭なとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(災害等による通信の制限)</p> <p>第7条 統制管理者は、災害の発生その他特別の理由があると認めるときは、通信を制限することができる。</p> <p>(運用の原則)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 通信は、正確、明瞭かつ簡潔でなければならない。</p> <p>(事故の場合の措置)</p> <p>第14条 無線局が事故により通信できないとき、又はできないこと</p>

が予想されるときは、地方局、ダム管理局、テレメーター局、衛星局及び中継局にあつては統制管理者に、統制局にあつては関係する無線局の管理者に、直ちにその旨を連絡しなければならない。

2 [略]  
(非常時の措置)

第16条 [略]

2 [略]  
3 統制管理者は、第1項の待機の必要がなくなったときは、直ちに、関係する無線局の管理者にその旨を通知しなければならない。  
(運用の細則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、宮崎県防災行政無線局の運用について必要な事項は別に定める。

が予想されるときは、中継局、支部局、端末局、移動局及び水防局にあつては統制管理者に、統制局にあつては関係する無線局の管理者に、直ちにその旨を連絡しなければならない。

2 [略]  
(非常時の措置)

第16条 [略]

2 [略]  
3 統制管理者は、第1項の待機の必要がなくなったときは、直ちに関係する無線局の管理者にその旨を通知しなければならない。  
(運用の細則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、無線局の運用について必要な事項は別に定める。

別表第1を削り、別表第2を次のように改め、同表を別表とする。

別表（第3条関係）

無線局の種類	管理者
中継局	消防保安課長
支部局	同
端末局	同
移動局	同
水防局	西臼杵支庁長又は管轄する土木事務所長

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1032号	肉骨粉	M・K	TN 9.0 TP 7.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地89	自 令和元年7月31日 至 令和7年7月30日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1033号	混合有機質肥料	有機入り331	TN 3.0 TP 3.0 TK 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 令和元年8月1日 至 令和4年7月31日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : 加里全量

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第12条第 2 項の規定により、  
次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 952号	肉骨粉	チキン肉骨粉	T N 9.0 T P 5.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成13年 11月28日 至 令和7年 11月27日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第12条第 2 項の規定により、  
次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 954号	肉骨粉	チキンミール	T N 9.0 T P 6.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本油脂工業株式会社	宮崎県西都市大字穂北3556番地 6	自 平成14年 1月31日 至 令和8年 1月30日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第12条第 2 項の規定により、  
次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 971号	配合肥料	油粕配合 L T 肥料	T N 3.5 T P 11.0 C P 8.5	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社ラテック	宮崎県都城市山田町山田9380番地	自 平成16年 9月10日 至 令和4年 9月9日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、C P : く溶性りん酸

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第12条第 2 項の規定により、  
次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 974号	副産動物質 肥料	パピロ1号	T N 6.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成17年 2月17日 至 令和5年 2月16日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、  
次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 1012号	魚廃物加工 肥料	スーパーマ ニュア	T N 5.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	島浦町漁業協同組 合	宮崎県延岡市島浦町 874番地 1	自 平成25年 8月21日 至 令和 4 年 8月20日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : 加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、  
次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 1013号	蒸製毛粉	プログリーン ン	T N 13.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	自 平成25年 9月19日 至 令和 7 年 9月18日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、  
次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 1029号	混合有機質 肥料	混合有機質 肥料 331J	T N 3.0 T P 3.0 T K 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 平成28年 9月 5 日 至 令和 4 年 9月 4 日

				その他の制限事項は公定規格のとおり			
--	--	--	--	-------------------	--	--	--

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第970号	化成肥料	有機入り 753号	TN 7.0 TP 5.0 CP 2.0 TK 3.0 CK 2.3 WK 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	令和元年7月10日
宮崎県第1015号	加工家きんふん肥料	加工家きんふん肥料 2.5-2	TN 2.5 TP 3.0 TK 3.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	令和元年10月2日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、CP：く溶性りん酸、TK：加里全量、CK：く溶性加里、WK：水溶性加里

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和2年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第15位（平成29年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。

(7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

(8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

#### 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば	12,000 トン	
	まいわし	65,000 トン	75,000 トン
	まあじ	若干	若干

(注 1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年 1 月から令和元年12月までである。「令和 2 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和 2 年 1 月から令和 2 年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば	11,680 トン	
	まいわし	64,578 トン	74,700 トン
	まあじ	若干	若干

(注 1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年 1 月から令和元年12月までである。「令和 2 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和 2 年 1 月から令和 2 年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2 に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（端数は切り上げる）に変更する。

まさば及びごまさば： 97.33%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成 8 年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等には、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等には、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等には、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕

の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。
- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第5管理期間（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	13.4トン	うち 1.5トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	16.3トン	うち 0.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれがあるとき、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

また、都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	8.3トン	14.0トン
本県の定置漁業の割当量	3.6トン	1.8トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。また、期間別の割当量を変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量 (小型魚)	8.3トン	3.6トン
うち 4月～6月	1.9トン	0.9トン
7月～9月	1.3トン	0.6トン
10月～12月	1.1トン	1.0トン

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
1月～3月	4.0トン	1.1トン
本県の採捕の種類別の割当量 (大型魚)	14.0トン	1.8トン
うち 4月～9月	10.8トン	0.9トン
10月～3月	3.2トン	0.9トン

都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量及び採捕の期間別の割当量への配分量については、原則として、当初の割当量の比率で配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

- ③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

- ④ 県は、小型魚及び大型魚の別に 1 日 1 トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。
- (2) 採捕の数量の公表等について  
県は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2 又は 3 の数量（留保の数量を含む。）の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (3) 早期是正措置について  
県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。
- ① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）
- ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 80 キログラムを採捕の上限とし、80 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
  - ・漁業者は、生存個体を放流する。
  - ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
  - ・漁業者は、生存個体を放流する。
  - ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
  - ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
  - ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
  - ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 定置漁業（小型魚及び大型魚）
- ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 80 キログラムを採捕の上限

とし、80 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
  - ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
  - ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
  - ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (4) 協定の締結について  
県は、法第 13 条第 2 項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。
- (5) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について
- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

- 5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項
- (1) 第 2 管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について  
第 2 管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の 2 割（2.9 トン）を上限として 9 年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表 1 第 2～第 5 管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第 2 管理期間超過量合計	第 3・第 4 管理期間期の差し引き済み数量	第 5 管理期間期の差し引き数量	第 3 管理期間の未消化数量による繰り上げ返済数量	第 5 管理期間の資源評価調査のための充当数量
24.6 トン	5.4 トン	2.9 トン	1.4 トン	0.2 トン

表 2 第 5 管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差し引き数量	差し引き後の本県漁獲可能数量
第 5 管理期間（2019 年）	2.9 トン	11.8 トン
第 6 管理期間（2020 年）	2.9 トン	11.8 トン
第 7 管理期間（2021 年）	2.9 トン	11.8 トン

第8管理期間 (2022年)	2.9トン	11.8トン
第9管理期間 (2023年)	2.9トン	11.8トン
第10管理期間 (2024年)	2.9トン	11.8トン
第11管理期間 (2025年)	1.8トン	12.9トン

、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された場合は

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡新富町富田東一丁目63番、62番の一部、70番の一部、1000番8の一部	児湯郡新富町大字上富田7491番地 新富町

## 公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 9 日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

### 宮崎県公安委員会規則第 1 号

#### 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(警務部の分課)</p> <p>第 2 条 警務部に次の 8 課を置く。</p> <p>[略]</p> <p>教養課</p> <p>[略]</p> <p>(総務課)</p> <p>第 3 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警務部長の命ずる事務に関する事。</p> <p>(教養課)</p> <p>第 8 条 教養課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察教養に関する事。</p> <p>(2) 機関誌紙の編集及び発行に関する事。</p> <p>(3) 術科の指導訓練に関する事。</p> <p>(4) 警察史の編さんに関する事。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警務部長の命ずる事務に関する事。</p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第 2 条 警務部に次の 8 課を置く。</p> <p>[略]</p> <p>人財育成課</p> <p>[略]</p> <p>(総務課)</p> <p>第 3 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 機関誌紙の編集及び発行に関する事。</p> <p>(16) 警察史の編さんに関する事。</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警務部長の命ずる事務に関する事。</p> <p>(人財育成課)</p> <p>第 8 条 人財育成課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察教養に関する事。</p> <p>(2) 人財の育成に関する企画、指導及び調整に関する事。</p> <p>(3) 術科の指導訓練に関する事。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警務部長の命ずる事務に関する事。</p> <p>2 人財育成課に術科指導室を置く。</p> <p>3 術科指導室においては、術科の指導訓練に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 術科指導室に術科指導室長を置き、警視、警部又は技術職員をもって充てる。</p> <p>5 術科指導室長は、上司の命を受け、術科指導室の事務を掌理する。</p>

<p>(厚生課)</p> <p>第9条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 健康管理対策室長は、上司の命を受け、健康管理対策室の事務をつかさどる。</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>めいてい者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>(少年課)</p> <p>第12条の3 少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 少年非行の防止に関すること。</p> <p>(2) <u>少年サポートセンター</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。</u></p> <p>(交通規制課)</p> <p>第22条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 交通管制官は、上司の命を受け、交通管制に関する事務をつかさどる。</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表（第37条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職制又は職制上の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員又は技術職員</td> <td>課長、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師</td> </tr> <tr> <td>技能職員</td> <td>運転技能員</td> </tr> </tbody> </table>	職	職制又は職制上の職	事務職員又は技術職員	課長、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師	技能職員	運転技能員	<p>(厚生課)</p> <p>第9条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 健康管理対策室長は、上司の命を受け、健康管理対策室の事務を掌理する。</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>(少年課)</p> <p>第12条の3 少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 少年非行の防止に関すること。</p> <p>(2) <u>宮崎県警察少年サポートセンター</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</p> <p>(8) <u>児童虐待防止対策に関すること。</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。</u></p> <p><u>2 少年課に宮崎県警察少年サポートセンターを置く。</u></p> <p><u>3 宮崎県警察少年サポートセンターにおいては、少年の非行防止及び健全育成並びに少年警察ボランティアに関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>4 宮崎県警察少年サポートセンターに宮崎県警察少年サポートセンター長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u></p> <p><u>5 宮崎県警察少年サポートセンター長は、宮崎県警察少年サポートセンターの事務を掌理する。</u></p> <p>(交通規制課)</p> <p>第22条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 交通管制官は、上司の命を受け、交通管制に関する事務を掌理する。</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 運転免許課に高齢運転者等支援室を置く。</u></p> <p><u>7 高齢運転者等支援室においては、高齢運転者等に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>8 高齢運転者等支援室に高齢運転者等支援室長を置き、警視、警部又は事務職員をもって充てる。</u></p> <p><u>9 高齢運転者等支援室長は、上司の命を受け、高齢運転者等支援室の事務を掌理する。</u></p> <p>別表（第37条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職制又は職制上の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員又は技術職員</td> <td>課長、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師</td> </tr> </tbody> </table>	職	職制又は職制上の職	事務職員又は技術職員	課長、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師
職	職制又は職制上の職										
事務職員又は技術職員	課長、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師										
技能職員	運転技能員										
職	職制又は職制上の職										
事務職員又は技術職員	課長、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、会計官、管理官、室長、理事官、調査官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師										

	整備技能員 通信技能員 印刷技能員 汽かん技能員	
労務職員	用務員	

## 附 則

この規則は、令和2年3月18日から施行する。

--	--